

平成31年度 緊急小修繕業者の募集案内

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課、保健看護学部事務室及び紀北分院事務室が発注する緊急小修繕（緊急に実施する必要がある施設及び設備等の修繕で予定価格が50万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満の小規模なもの。以下同じ。）に係る修繕業者を募集します。

修繕業者とは、緊急小修繕業者名簿に登録の上、緊急小修繕に係る契約を締結します。

緊急小修繕業者名簿に登録を希望される方は、この募集案内、公立大学法人和歌山県立医科大学緊急小修繕に係る業者登録（公募式）要領及び別記様式に基づいて申請してください。

なお、緊急小修繕業者名簿に登録しても、必ず受注できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

平成31年 2月18日

公立大学法人和歌山県立医科大学

1 登録（修繕）場所及び登録業種

登録（修繕）場所	登録業種
【施設管理課】 (1)和歌山県立医科大学構内の施設（体育館、託児施設等含む。） 和歌山市紀三井寺811番地1 (2)和歌山県立医科大学保健看護学部 和歌山市三葛580 (3)和歌山県立医科大学附属病院看護師宿舎 リバーサイドハイツはまゆう 和歌山市和歌川町1番13号 (4)その他関連施設	建築工事業 土木工事業 電気工事業 管工事業 防水工事業 内装仕上工事業 機械器具設置工事業 電気通信工事業 建具工事業 消防施設工事業
【保健看護学部事務室】 (1)和歌山県立医科大学保健看護学部 和歌山市三葛580 (2)その他関連施設	同上
【紀北分院事務室】 (1)和歌山県立医科大学附属病院紀北分院 伊都郡かつらぎ町妙寺219番地 (2)その他関連施設	同上

2 登録要件

登録することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日制定。以下「契約事務取扱規程」という。）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。

- (4) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年 6 月 15 日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和 62 年 12 月 21 日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学から受けていない者であること。
- (8) 登録要領第 9 条の規定により、登録を取り消された者は、当該取り消された日から 2 年を経過していること。
- (9) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格で緊急小修繕登録希望業種の資格認定を受けている者であること。
- (10) 次表の登録場所ごとに定めた営業所要件を有するものであること。

登録場所	営業所要件
施設管理課	和歌山市又は海南市内に本店、支店又は営業所を有するものであること。
保健看護学部事務室	和歌山市又は海南市内に本店、支店又は営業所を有するものであること。
紀北分院事務室	橋本市又は伊都郡内に本店、支店又は営業所を有するものであること。

- (11) 休日・平日を問わず、24 時間修繕対応が可能な者であること。
- (12) 次表の登録場所ごとに定めた修繕又は工事の実績を有する者であること。

登録場所	修繕又は工事の実績
施設管理課 保健看護学部事務室 紀北分院事務室	平成 26 年 4 月 1 日から登録申請書提出日までにおける、官公庁施設又は病院・診療所（病床を有するものに限る。）の修繕又は工事の実績

- (13) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施にあたり、過失により修繕を粗雑にしたと認められる者でないこと。
- (14) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施にあたり、契約に違反するなど、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

3 提出書類

- (1) 緊急小修繕業者登録申請書 (別記第 1 号様式)
- (2) 工事履歴書 (別記第 2 号様式)
- (3) 業務管理体制表 (別記第 3 号様式)
- (4) 使用印鑑届 (別記第 4 号様式)
- (5) 誓約書 (別記第 5 号様式)
- (6) 登録希望業種に係る和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し（添付書類）

(7) 所在地見取図

(別記第6号様式)

※ 様式データ (Excel 版) が必要な方は、9 問い合わせ先のメールアドレスまで、「登録申請書必要」と記入の上、メール送信して下さい。様式データ (Excel 版) を添付して返信します。

4 提出期間

平成31年2月18日 (月) から平成31年3月8日 (金) まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

受付時間は午前9時から午後5時30分まで

5 提出先

次のいずれかへ持参して下さい。

(1) 公立大学法人和歌山県立医科大学 施設管理課

和歌山市紀三井寺811番地1

電話 073-441-0761

(2) 公立大学法人和歌山県立医科大学 保健看護学部事務室

和歌山市三葛580

電話 073-446-6700

(3) 公立大学法人和歌山県立医科大学 附属病院紀北分院事務室

伊都郡かつらぎ町妙寺219番地

電話 0736-22-8361

6 登録審査の結果の通知

申請者には、登録審査の結果を文書により通知します。

7 登録の有効期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

8 契約及び発注

契約書及び発注手続については、登録業者に別途通知します。

9 問い合わせ先

公立大学法人和歌山県立医科大学 事務局施設管理課

担当 生駒、大西

〒641-8509 和歌山市紀三井寺811番地1

電話：073-441-0764

Fax：073-441-0763

E-mail：ikoma333@wakayama-med.ac.jp

緊急小修繕業者登録申請書

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

申請者 郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX番号

社印

代表者印

上記所在地が、和歌山市、海南市、橋本市又は伊都群内でない場合、和歌山市、海南市、橋本市又は伊都郡内にある営業所等を記入

郵便番号
所在地
商号又は名称
電話番号
FAX番号

公立大学法人和歌山県立医科大学緊急小修繕に係る緊急小修繕業者名簿への登録を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

緊急小修繕の登録希望場所(登録希望場所に○をして下さい。)

・施設管理課所管	・保健看護学部事務室所管	・紀北分院事務室所管
----------	--------------	------------

緊急小修繕の登録希望業種(施設所管課ごとに登録希望業種に○をして下さい。)

施設所管課	登録希望業種	新規・継続の別
施設管理課	・建築 ・土木 ・電気 ・管 ・防水 ・内装 ・機械器具 ・電通 ・建具 ・消防	新規 ・ 継続
保健看護学部	・建築 ・土木 ・電気 ・管 ・防水 ・内装 ・機械器具 ・電通 ・建具 ・消防	新規 ・ 継続
紀北分院	・建築 ・土木 ・電気 ・管 ・防水 ・内装 ・機械器具 ・電通 ・建具 ・消防	新規 ・ 継続

※平成 年度に緊急小修繕に係る契約を締結している方は継続へ○をして下さい。

記入担当者	所属	電話	
	氏名		

受付

業 務 管 理 体 制 表		
	(ふりがな)	
1	本店又は支店等の 商号又は名称	
2	上記に係る代表者 等 職 氏 名	
3	建設業許可	許可番号 許可業種
4	住 所	
5	代 表 電 話	TEL FAX
6	資本金(法人のみ)	千円
7	従 業 員 数	名
8	営 業 時 間	
9	休 日	
10	工事責任者氏名	主 副
11	経理責任者氏名	主 副
12	営業時間内の先 連 絡	TEL
13	夜間・休日対応時 の連絡先	連絡先(氏名)
		TEL
		連絡先(氏名)
		TEL
		連絡先(氏名)
		TEL
備考		

3 建設業許可欄には、登録希望業種を全て記載してください。

10 工事責任者氏名欄には、修繕施工時に対応される方の氏名を記載してください。

11 経理責任者氏名欄には、修繕代金請求事務等の担当者氏名を記載してください。

使用印鑑届

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

申請者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

社印

代表者印

下記の印鑑を見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求及び代金の受領等のために使用しますのでお届けします。

※申請者の社印・代表者印(個人事業者や法人事業者で社印がない場合は、代表者印のみでも可)

社印(角印)	代表取締役等が営業に使用する印

誓 約 書

下記の事項について誓約いたします。

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

社印

代表者
印

記

- この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ありません。
- 公立大学法人和歌山県立医科大学緊急小修繕に係る業者登録(公募)要領第3条の要件をすべて満たしています。
- 登録した場合には、貴大学における緊急小修繕に係る諸規程を遵守します。

所在地見取図

商号又は名称
代表者職氏名

本 社
取引をしようとする支店等

(注)見取図は、コピーしたものを貼っても可

別記第7号様式(第7条関係)
(その1)

第 号
平成 年 月 日

様

公立大学法人和歌山県立医科大学施設管理課長

印

緊急小修繕業者登録結果通知書

さきに提出されました緊急小修繕業者登録申請書及びその添付書類を審査した結果、下記のとおり登録要件を満たすものと決定し、緊急小修繕登録業者名簿に登載しますので通知します。

記

1 登録番号

2 登録した施設名称

3 登載した登録業種

4 登載年月日 年 月 日

5 有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

※申請書等に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに公立大学法人和歌山県立医科大学の指定様式による変更届を提出して下さい。

(その2)

緊急小修繕業者登録結果通知書

さきに提出されました緊急小修繕登録申請書及びその添付書類を審査した結果、下記の理由により登録基準を満たさないものと決定しましたので通知します。

緊急小修繕業者登録事項変更届

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

登録番号

社印

代表者印

緊急小修繕登録事項について、下記のとおり変更したので、関係書類を添えて届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

公立大学法人和歌山県立医科大学緊急小修繕に係る業者登録（公募式）要領

制定：平成 27 年 3 月 5 日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課、保健看護学部事務室及び紀北分院事務室（以下「施設管理者」という。）が発注する緊急小修繕（緊急に実施する必要がある施設及び設備等の修繕で、予定価格が 50 万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満の小規模なものをいう。以下同じ。）の業者登録に関し、公募して行う場合の基準、申請方法その他必要な事項を定めるものとする。

（登録業種）

第 2 条 登録業種は以下のとおりとする。

- （1）建築工事業
- （2）土木工事業
- （3）電気工事業
- （4）管工事業
- （5）防水工事業
- （6）内装仕上工事業
- （7）機械器具設置工事業
- （8）電気通信工事業
- （9）建具工事業
- （10）消防施設工事業

（登録要件）

第 3 条 登録することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- （1）公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成 18 年 4 月 1 日制定。以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
- （2）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- （3）和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- （4）和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年 6 月 15 日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- （5）和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和 62 年 12 月 21 日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- （6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学から受けていない者であること。
- (8) 第9条の規定により、登録を取り消された者は、当該取り消された日から2年を経過していること。
- (9) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格で緊急小修繕登録希望業種の資格認定を受けている者であること。
- (10) 施設管理課及び保健看護学部事務室にあっては、和歌山市内又は海南市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
紀北分院事務室にあっては、橋本市又は伊都郡内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (11) 休日・平日を問わず、24時間修繕対応が可能な者であること。
- (12) 過去5年間（当該年度を含まない5か年度前の4月1日から登録申請書を提出した日までの期間。以下同じ。）において、官公庁施設又は病院・診療所（病床を有するものにかぎる。）における修繕又は工事を完成した実績を有する者であること。
- (13) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施にあたり、過失により修繕を粗雑にしたと認められる者でないこと。
- (14) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施にあたり、契約に違反するなど、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

（登録申請）

第4条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、緊急小修繕業者登録申請書（以下「登録申請書」という。）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して公立大学法人和歌山県立医科大学理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。ただし、理事長が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができる。

(1) 工事履歴書（別記第2号様式）

過去5年間における、官公庁施設又は病院・診療所（病床を有するものにかぎる。）の修繕又は工事の実績を記載すること。

(2) 業務管理体制表（別記第3号様式）

(3) 使用印鑑届（別記第4号様式）

(4) 誓約書（別記第5号様式）

(5) 緊急小修繕登録希望業種に係る和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し

(6) 所在地見取図（別記第6号様式）

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

（募集、申請書の提出先及び提出時期）

第5条 登録申請の募集は、公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページへの掲載その他の方法で行う。

2 登録申請者は、登録申請書及びその添付書類を、募集案内に指定する日時までに指定

場所へ提出しなければならない。

(登録における審査項目)

第6条 理事長は、第4条の規定により登録申請書及びその添付書類が提出されたときは、次の各号に掲げる項目について登録審査を行う。

(1) 登録要件に関する事項

(2) 契約の履行実績に関する事項

過去5年間における、官公庁施設又は病院・診療所(病床を有するものにかぎる。)の修繕又は工事の契約履行実績

(登録業者の決定等)

第7条 理事長は、前条の規定による登録審査の結果、登録申請者が登録要件を満たすと認めるときは、その氏名又は名称その他必要な事項を緊急小修繕業者名簿に登録するものとし、施設管理課長は緊急小修繕業者登録結果通知書(別記第7号様式(その1))により、その旨を当該登録申請者に通知する。

2 理事長が、前条の規定による登録審査の結果、登録要件を満たさないと認めるときは、施設管理課長は、当該申請者に対し、緊急小修繕業者登録結果通知書(別記第7号様式(その2))により、その旨を通知する。

3 施設管理課長は、緊急小修繕業者名簿を他の施設管理者へ通知する。

4 第1項の規定による緊急小修繕業者名簿への登録日は、当該年の4月1日とする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録の取消)

第9条 理事長は、登録業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する登録要件を欠くこととなったとき。

(2) 登録申請書及びその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

(3) 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

2 理事長は、前項により登録を取り消したときは、その旨を速やかに当該登録業者に通知する。

(変更届)

第10条 登録業者は、その登録の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があったときは、その都度直ちに緊急小修繕業者登録事項変更届(別記第8号様式)に当該事実を証する書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(1) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 商号又は名称を変更したとき。

- (3) 本店又は営業所等の所在地を変更したとき。
- (4) 登録申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき。
- (5) 使用印鑑を変更したとき。
- (6) その他、登録内容に変更のあったとき。

（変更に係る審査等）

第 11 条 理事長は、前条の届出があったときは、速やかに当該届出事項について審査する。

- 2 理事長は、前項の審査の結果、当該審査に係る登録申請者の登録内容を変更する必要があると認めるときは、その登録申請者の登録内容を変更するとともに緊急小修繕業者名簿の登録内容を変更し、登録要件を満たさないと認めるときは、その登録を取り消すとともに緊急小修繕業者名簿からその登録を抹消する。
- 3 理事長は、前項の規定により登録業者の登録内容を変更し、又は登録を取り消したときは、その旨を速やかに当該登録業者に通知する。

（発注の停止）

第 12 条 理事長は、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」に基づき、緊急小修繕登録業者が和歌山県県土整備部において入札参加資格停止措置が取られたときは、その期間で発注の停止を行う。

- 2 理事長は、前項の規定によらず、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」に基づく期間で発注の停止を行う。
 - (1) 緊急小修繕の実施にあたり、過失により修繕工事を粗雑にしたと認められるとき。
 - (2) 緊急小修繕の実施にあたり、契約に違反するなど、修繕発注の相手方として不適当であると認められるとき。
 - (3) 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者（治療 30 日を超える傷病をいう。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。
 - (4) 安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者（治療 30 日を超える傷病をいう。）を生じさせたと認められるとき。
- 3 理事長は、前 2 項の規定により発注の停止をした場合、当該登録業者にその旨を通知する。

附 則

この要領は、平成 27 年度に発注する緊急小修繕に係る業者登録から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日）

この要領は、平成 31 年度に発注する緊急小修繕に係る業者登録から適用する。